

令和3年度 成年年齢引き下げに伴う消費者教育

- 1 目的 成年年齢引き下げに伴い予想される消費者被害防止の方法を法律の専門家から学び、成人として自覚と責任ある消費行動とは何かを考える。
- 2 日時 令和4年1月25日（火） 14：25～15：15（6校時）
- 3 場所 秋田県立六郷高等学校 視聴覚室
- 4 対象生徒 六郷高等学校 2年生
- 5 講師 秋田県弁護士会会員 宮の前法律事務所 弁護士 久島 憲晴 氏
- 6 内容 ①消費者被害にあわないようにするために、気をつけるべきポイント
②勧誘・広告の手法に日々気付く力をつけるための方法
③高校生が被害にあった事例とその対処方法について

【 今日の講座で一番印象に残った話や言葉とその理由 】

- 契約をする時に、契約書を読むことが大切。なぜなら、詳細を理解せずに契約を進めるとトラブルや被害に遭う可能性が高いから。
- 今まで「避けられていた」のは、「守られていた」からという言葉です。18歳になれば、自分で考えて行動しなければならないんだと思いました。今はまだ17歳なので、誕生日を迎えるまで気を引き締めたいです。
- マルチ商法という言葉が印象に残りました。周りの人達からの信用がなくなり、友達もいなくなるから。自分自身にも利益がないことが多いと思いました。
- 契約トラブルについてです。未成年者のトラブルよりも成年のトラブルの方が大変だということが分かりました。
- 無料という言葉に気をつける。契約書に書いてあることは、一見良さそうに見えても、よく見ると自分に不都合なことが書いてある可能性があるから、契約書にサインする時には、しっかりと確認しなければいけないと思いました。
- 成年年齢引き下げに伴う責任です。僕たちにとってすぐ近くに迫っていることであり、社会的にも大切な話だと思うから。全てにおいて責任がついてくるから。
- 18歳になったら、簡単に契約を解除できないという言葉です。今までは、契約という言葉を深く考えたことがありませんでした。しかし、今日の講座で大きな責任があるということが分かりました。
- 今までと違い、これからは『自分』で守る。18歳になったら、未成年ではなく成年になるので、自分で自分を守らなければいけないので、今から意識して行動したい。



【これからどのようなことに気をつけて生活していくべきだと思いましたか】



●トラブルに巻き込まれないためには、成人したからといって安易に契約をするのではなく、よく考えて行動する。

○マルチ商法など悪徳商法に巻き込まれないように、日頃からいろいろ調べておきたいと思いました。

●強引に商品売りつけられそうになっても、必要ないと思ったら、しっかりと断ることが大事だと思いました。少しでも怪しいと思ったら、気をつけるようにします。

○これから成年になるので、今までのように親から守られることはできないので、自分の事は自分で守って生活していきたいです。

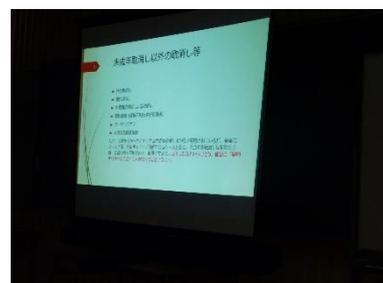
●マルチ商法は、自分が被害者になるだけではなく、新たな被害者を生み、加害者の立場になってしまうことも分かったので、そんなにおいしい話は無いと思って生活するべきだと思いました。

○自分はすぐに成年になるので、一つ一つの行動に責任が生まれます。行動する前にじっくり考えてそれから行動するようにしていきたいと思います。

●契約書をよく確認して契約すること。消費生活センターの活用を覚えておきたいです。

○書面や注意などの部分を細かく読んでいきたいです。

●契約をする時は、誰かに相談してから契約を結ぼうと思いました。



【事例を交えて講話してもらった感想】

●とてもわかりやすく、自分も同じようなことにならないように気をつけようと思いました。

○『安く売られているのには理由がある』というお話を伺いました。その裏にはどのような事情があるのかを想像しなければならないと思いました。

●成人の契約トラブルで一番多いのがデジタルコンテンツのトラブルで、とても身近なことだったので、十分に気をつけて、先を見据えた判断と行動ができるように心がけていきたいです。

○身近なところでトラブルが多数起きていることが分かりました。

契約のルールや、悪徳商法への対処方法、クレジットカードの利用の仕方など、消費者として知っておきたい法律や制度はまだこれから増えていきます。その都度、最新の情報をキャッチして『賢い消費者』を目指していきましょう！

